

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための緊急的な消毒の実施 第507号 (畜産課) 1

告 示

愛知県告示第507号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、次の区域において家きんを所有する者に対し、次のように消毒方法を実施することを命ずる。

令和4年12月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 実施の目的
本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止
- 2 実施する区域
愛知県内全域
- 3 実施の期日
令和4年12月26日から令和5年1月22日まで
- 4 消毒方法
消石灰の農場内（家きん舎周囲及び農場敷地内）散布。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。

